

一人で悩まず早めに相談！

11月12日(火)～25日(月)は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です



◀女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力のひとつに配偶者や恋人などによる暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）があります。殴る蹴る、性的な行為を強要する、セクハラ、ストーカーなどの被害に悩んでいませんか。また、身近に悩んでいる人はいませんか。DVは、女性の人権を侵害するもので、決して許されない行為です。一人で悩まず、早めに相談してください。

右表の窓口にご連絡ください。相談は無料、秘密は厳守し、匿名の相談もできます。

相談先	
県福祉総合支援センター (土・日曜・祝日・年末年始休み)	☎927-3490
県夜間電話ダイヤル (祝日・年末年始休み)	☎927-3490
県男女共同参画センター (月曜・祝日・年末年始休み)	☎926-1644
えひめ性暴力被害者支援センター(無休)	☎909-8851
県警察本部(無休)	☎931-9110
市福祉・子育て相談窓口 (土・日曜・祝日・年末年始休み)	☎948-6413
市男女共同参画推進センター (月・木曜日・年末年始休み)	☎943-5770

☎市民参画まちづくり課☎948-6330・☎934-3157、子育て支援課☎948-6418・☎934-1814

気になる時は、すぐ相談！

11月は「児童虐待防止推進月間」です



◀オレンジリボン(子ども虐待を防止するというメッセージが込められています)

「もしかして虐待では？」気になる時、迷った時はすぐに相談してください。

■市子ども総合相談

☎943-3200(月～金曜日＝8時30分～21時、土・日曜・祝日＝8時30分～17時)

※年末年始は除く

■児童相談所全国共通ダイヤル(24時間)

☎189(いち・はや・く)

皆さんからの連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

☎子ども総合相談センター事務所

☎943-3200・☎943-3070

いくら納めるの？

令和元年度保険料
月額1万6,410円

【納付方法】

- ①納付書で全国の金融機関、コンビニで納付
- ②口座振替
- ③クレジットカード納付
- ④インターネット納付

任意加入被保険者
国内に住む60歳以上65歳未満の老齢基礎年金を受けていない人や海外に住む20歳以上65歳未満の人
※保険料は自分で納付

第1号被保険者

国内に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者・第3号被保険者以外の人(例：自営業や農業に従事している人、学生など)
※保険料は自分で納付

どんな種類があるの？

第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者
※保険料は給料大引き

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
※保険料は配偶者が加入している年金制度が負担(自分で納付する必要はありません)

どんな年金がもらえるの？

老齢基礎年金
国民年金に加入している人は次のような給付があります。

障害基礎年金

病気やけがによって障がいが残ったときに受けられます(一定要件あり)。

遺族基礎年金

国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子がいる場合などに配偶者または子が受けられます(一定要件あり)。

11月30日は「年金の日」 知っていますか？ 国民年金

国民年金は、高齢になったときや、病気・けがで障がいが残ったとき、家計を支えていた人が亡くなったときなどに所得を保障し、安定した生活をみんなで支え合うための制度です。日本に住所がある20歳以上60歳未満で厚生年金や共済組合の加入者以外の人は必ず加入しなければなりません。

年金を増やしたい！

追納
過去10年以内に免除または猶予の期間がある人は、さかのぼって納付(追納)することができます。

60歳からの任意加入
60歳以上で未納などのため満額の年金を受けられない人は、65歳までであれば任意で年金に加入し、保険料を納付することができ、(受給資格期間の足りない人は、最長70歳になるまで加入できます)。

納付が困難な場合は？

経済的な理由で保険料の納付が困難な人(第1号被保険者)のために、次の制度があります。いずれも窓口で申請が必要です(申請にあたり、所得の申告が必要な場合があります)。

■申請免除

前年所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1免除(本人・配偶者・世帯主の前年所得を審査)

■納付猶予

50歳未満の人の納付猶予(本人・配偶者の前年

所得を審査

■学生納付特例
学生の納付猶予(本人の前年所得を審査)

■失業特例

退職や失業した人は離職票のコピーなどを添付すると本人の前年所得を除外して審査できます

■平成31年4月から産前産後の保険料は申請により免除となっています
出産予定日の6ヵ月前から届け出可能です。出産後の届け出も可能ですので、お忘れなく！

年金生活者支援給付金の請求をお忘れではありませんか？

9月末までに該当者に届いた年金生活者支援給付金請求書(はがき形式)を日本年金機構へ送付してください。



社会保険料控除証明書が届きます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告に必要なため、大切に保管してください。

11月に送付される人

1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた人

令和2年2月に送付される人

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた人

控除証明書に関する問い合わせ

日本年金機構☎0570-003-004、IP電話・PHSからは☎03-6630-2525へ



☎国保・年金課☎948-63356・☎934-26311、
松山東年金事務所☎946-2146・☎933-1319、
松山西年金事務所☎925-5105・☎923-4619